

責任)については、事故ある場合、その都度、甲乙協議するものとする。

3 第三者の過失により、人身事故が発生した場合は、乙が窓口となる。ただし、賠償関係については、甲乙協力して折衝解決に当たるものとする。

4 乙は、この契約締結後は、その事由のいかんにかかわらず第4条に定める者の輸送についての責を負うものとする。

5 乙は、その責めに帰すべき事由により委託業務を履行しないときは、委託金額のうち履行しなかった日数に応じた額を返還しなければならない。この場合の1日当たりの返還対象額は、金 円とする。

6 乙は、前項の場合において同項の規定による返還金に10%の割合を乗じて得た額を違約金として甲に支払うものとする。

(運行記録確認表及び委託料の支払い)

第6条 乙は、毎月10日までに運行記録確認表により前月分の業務履行に係る完了報告を行い、甲は、これを確認し、乙の適法な請求書を受理した日から30日以内に乙に支払うものとする。

2 甲の責に帰すべき事由により、第1項の規定による委託料の支払いが遅れたときは、乙は甲に対してその遅延期間の日数に応じ、「政府契約の支払防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により財務大臣が決定した率」で計算した額(当該額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)を加えた遅延利息の支払いの請求をすることができる。

3 甲の都合により連続して通学バスを運行しない日が生じた場合は、4日目以降は支払いの対象としない。この場合の1日当たりの支払対象額は、金 円とする。

4 甲からの要請により、年間契約の算定基礎となる走行時間及び走行距離を超えた場合の運行については、1日ごとに時間運賃、キロ運賃を基に別途清算を行うこととする。

(契約保証金)

第7条 契約金額の100分の5以上の額を納付するものとする。ただし、福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第229条第1項の規定に該当する場合は免除する。

(履行期限の延長)

第8条 甲は、乙が乙の責に帰すべき事由により履行期限までに委託業務を完了できない場合において、甲が認める期日までに委託業務を完了する見込みがあると認めるときは、乙から遅延利息を徴収して当該期限を延長することができる。

2 甲は、前項の規定により履行期限を延長するときは、その旨を乙に通知するとともに、当該期限の延長に関する契約を乙との間に締結するものとする。

3 第1項に規定する遅延利息の額は、当初の履行期限から延長後の履行期限までの期間の日数に応じ、「政府契約の支払防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により財務大臣が決定した率」で計算した額(当該額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)を加えた金額を違約金として甲に納付しなければならない。

(再請負等の禁止)

第9条 乙は、業務委託の全部又は一部の処理を第三者に請け負わせてはならない。

ただし、新型コロナウイルス感染症等により、委託業務を継続できない場合は、甲の

承諾を得た上で、全部又は一部の処理を第三者に請け負わせることができる。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第10条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を、甲の承諾なしに、譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。

(契約の解除)

第11条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 乙が契約を履行しないとき又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。
- 二 乙がこの契約の条項に違反したとき。
- 三 乙から契約解除の申し出があったとき。
- 四 乙又はその代理人若しくは使用人等に不正の行為があったとき。
- 五 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時物品の購入契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この条において「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

六 乙が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成23年福島県公安委員会規則第5号）第4条各号に該当する者）に契約代金債権を譲渡したとき。

(契約が解除された場合の違約金)

第12条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、乙は違約金として予定日数から運行済日数を差し引いた日数に契約単価を乗じて得た額の10分の1を甲に納付しな

なければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

- 一 乙が契約を履行しないとき又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。
- 二 乙がこの契約の条項に違反したとき。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項に該当する場合とみなす。

- 一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- 二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- 三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

（談合による損害賠償）

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、第11条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、支払済金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

- 一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- 二 乙が、独占禁止法に違反するとして、公正取引委員会が、独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- 三 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員または使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

（契約期間内の運行）

第14条 予定運行日数を超えて運行する場合、又は予定運行日数に満たない場合であっても、この契約期間中は同一単価をもって処理するものとする。

（契約に関する疑義等）

第15条 この契約に関して疑義が生じたとき、または本契約に定めない事項については、甲と乙が協議のうえ決定するものとする。

（紛争の解決方法）

第16条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

（個人情報の取り扱い）

第17条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うにあたっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

この契約の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保持するものとする。

令和 年 月 日

委託者	甲	住所	福島県二本松市安達ヶ原1丁目55-1	
		氏名	福島県	印
		代表者	福島県立あだち支援学校長 七宮 弘暁	

受託者	乙	住所		
		氏名		

(別紙)

月別支払額

(単位：円)

月	金額
8月	
9月	
10月	
11月	
12月	
1月	
2月	
3月	
計	

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第5 乙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

3 乙は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確認を受けなければならない。

(事故発生時における報告等)

第9 乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする。

(調査監督等)

第10 甲は、乙における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めるなど、乙の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 乙は、前項における報告について、甲が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。

(指示)

第11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者（再委託先が子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下次項において同じ。）に委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(労働者派遣契約)

第13 乙は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(損害賠償)

第14 乙又は乙の従事者（乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第15 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。

一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款（抜粋）

第5章 責任

（旅客に対する責任）

第20条 当社は、当社の自動車の運行によって、旅客の生命又は身体を害したときは、これによって生じた損害の賠償を責に任じます。ただし、当社及び当社の係員が自動車の運行に関し注意を怠らなかったこと、当該旅客又は当社の係員以外の第三者に故意又は過失のあったこと並びに自動車に構造上の欠陥又は機能の障害がなかったことを証明した時は、この限りではありません。

2 前項の場合において、当社の旅客に対する責任は、その損害が車内において、又は旅客の乗降中に生じた場合に限りします。

第21条 当社は、前条の規定によるほか、その運送に関し旅客が受けた損害を賠償する責に任じます。ただし、当社及び当社の係員が運送に関し注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りではありません。

第22条 当社は、天災その他当社の責に帰すことができない事由により運送の安全の確保のため一時的に運行中止その他の措置をしたときは、これによって旅客が受けた損害を賠償する責に任じません。

（旅客の責任）

第23条 当社は、旅客の故意若しくは過失により又は旅客が法令若しくはこの運送約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けたときは、その旅客に対し、その損害の賠償を求めます。